

CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及び CASBEE 京都 - 改修並びに戸建住宅における
環境配慮性能の評価の提出に関する要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">平成 24 年 5 月 31 日制定 令和 3 年 3 月 31 日改正</p> <p>CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及び CASBEE 京都 - 改修 並びに戸建住宅における環境配慮性能の評価の提出に関する要綱</p> <p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(CASBEE 京都 - 既存の提出)</p> <p>第 3 条 竣工後 1 年以上経過した建築物(戸建住宅を除く。)を所有する 者は、CASBEE 京都届出書(第 1 号様式)正本 1 部及び副本 1 部に、 それぞれ、<u>別表 1</u>に掲げる図書を添えたもの及び CASBEE 京都 - 既 存の電磁的記録(CD、DVD 等)1 部を市長に提出することができる。</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p> <p><u>(戸建住宅における環境配慮性能の評価の提出)</u></p> <p><u>第 6 条 特定建築主以外の戸建住宅の新築等をしようとする者で、別表</u></p>	<p style="text-align: right;">平成 24 年 5 月 31 日制定 (略) <u>令和 6 年 4 月 1 日改正</u></p> <p>CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及び CASBEE 京都 - 改修 並びに戸建住宅における環境配慮性能の評価の提出に関する要綱</p> <p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(CASBEE 京都 - 既存の提出)</p> <p>第 3 条 竣工後 1 年以上経過した建築物(戸建住宅を除く。)を所有する 者は、CASBEE 京都届出書(第 1 号様式)正本 1 部及び副本 1 部に、そ れぞれ、<u>別表</u>に掲げる図書を添えたもの及び CASBEE 京都 - 既存の電 磁的記録(CD、DVD 等)1 部を市長に提出することができる。</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p> <p><u>第 6 条 (削除)</u></p>

2による認定を受ける者は、戸建住宅環境配慮性能評価届出書（第2号様式）正本1部及び副本1部に、それぞれ、別表1に掲げる図書を添えたもの及び戸建住宅における環境配慮性能の評価の電磁的記録（CD、DVD等）1部を市長に提出することができる。

（公表）

第7条 市長は第3条から第6条までの提出があったときは、建築主の同意を得たうえで、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。公表内容は、別表1に掲げる資料のうち、1項、2項、7項及び8項とする。

（変更）

第8条 建築主は、第3条から第5条までの提出の内容に変更が生じたときは、CASBEE 京都変更届出書（第3号様式）正本1部及び副本1部に、それぞれ、別表1に掲げる図書のうち変更が生じたものを添えたもの及び変更後のCASBEE 京都の電磁的記録（CD、DVD等）1部を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第6条の提出の内容に変更が生じた場合に準用する。この場合において「CASBEE 京都変更届出書（第3号様式）」とあるのは「戸建住宅環境配慮性能評価変更届出書（第4号様式）」と、「CASBEE 京都」とあるのは「戸建住宅における環境配慮性能の評価」と読み替えるものとする。

（公表）

第7条 市長は第3条から第5条までの提出があったときは、建築主の同意を得たうえで、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。公表内容は、別表に掲げる資料のうち、1項、2項、7項及び8項とする。

（変更）

第8条 建築主は、第3条から第5条までの提出の内容に変更が生じたときは、CASBEE 京都変更届出書（第2号様式）正本1部及び副本1部に、それぞれ、別表に掲げる図書のうち変更が生じたものを添えたもの及び変更後のCASBEE 京都の電磁的記録（CD、DVD等）1部を速やかに市長に提出しなければならない。

（削除）

(建築物環境配慮性能の表示)

第9条 建築主は、第3条から第5条までの提出について、条例第59条第1項又は第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

2 建築主は、第6条の提出について、条例第59条第1項又は第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせることができる。

附 則
(略)

(建築物環境配慮性能の表示)

第9条 建築主は、第3条から第5条までの提出について、条例第59条第1項又は第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

(削除)

附 則
(略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

項	資料の種類		備考
1	CASBEE 京	結果シート	評価マニュアル参照 <u>第6条の提出の場合、8項については任意提出とする。</u>
2	都により	メインシート	
3	作成した	解説シート	
4	資料	計画書シート	
5		係数シート	
6		CO2計算シート	
7		スコアシート	
8		独自システム評価結果シート ※	
9～ 22 (略)			
23	根拠資料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画書の内容または法第19条第1項前段の規定による届出の内容	(略)
24～ 28 (略)			

別表

項	資料の種類		備考
1	CASBEE 京	結果シート	評価マニュアル参照
2	都により	メインシート	
3	作成した	解説シート	
4	資料	計画書シート	
5		係数シート	
6		CO2計算シート	
7		スコアシート	
8		独自システム評価結果シート	
9～ 22 (略)			
23	根拠資料	建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画書の内容または法第19条第1項前段の規定による届出の内容	(略)
24～ 28 (略)			

注 第6条の提出について、9項の書類添付がある場合は、15～22項の図面等、23項～26項の根拠資料に代えることができる。

(削除)

別表2

(削除)

<u>認定機関等の名称</u>	<u>認定制度等の名称</u>	<u>適用条項</u>
<u>京都市都市計画局 住宅室住宅政策課</u>	<u>京都市平成の京町家 認定制度</u>	<u>京都市平成の京町家認 定基準第3章3(3)</u>

第1号様式 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式

第2号様式 (削除)

